

令和5年度当初予算編成要領

1 基本方針について

(1) 本県を取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大やロシアのウクライナ侵攻、気候変動問題などがもたらす社会構造の変化の中、先行きへの漠然とした不安感が我々を取り巻いている。

感染症とのつきあい方は共存とも言える段階に入ったが、未だつながりの希薄化、メンタルヘルスの問題、出生数の減少など負の影響により、とりわけ子ども・若者世代は孤独や生きづらさを感じている。

原油価格・物価高騰や急激に進む円安は、世界情勢の先行きの不確実性の高まる中で、緩やかに持ち直しつつあった本県経済の回復を妨げるリスクになるとともに、感染症禍で経済的に厳しい環境に置かれた県民や事業者等を更に困難な状況に追い込み、苦しめている状況が見られる。

気候変動がもたらす異常気象の多発や生態系の変化は、県民の安全を脅かすとともに、農業、漁業などの産業に損失と事業継続への不安を与えている。

一方で、デジタル化の進展、未来志向の経営革新など、社会的課題をチャンスと捉えた前向きな変化も生まれている。この動きを加速化するためには、各分野・各地域を支える人材の育成・確保、イノベーションの創出やデジタルの力の更なる活用が必要である。

また、社会構造の変化がもたらす人々の価値観の変容により、滋賀の強みである自然や歴史文化、人と人とのつながり、利他のこころ、「三方よし」の理念など、お金やモノ以外の「新しい豊かさ」の重要性が再認識されてきており、県内外・海外に滋賀の魅力を発信する好機となっている。

(2) 感染症等の影響と本県の財政状況等

感染症の拡大は、人々の生命や生活を始め、社会、経済活動、人々の意識や価値観に至るまで、多方面に影響を及ぼし、さらにはロシアのウクライナの侵攻が、原油価格・物価高騰等など、世界経済に多大な影響を及ぼしている。

内閣府が公表した「2022年4～6月期四半期別GDP速報（2次速報値）」において、実質GDPは、個人消費の持ち直し等により、年率換算の成長率が3.5%のプラスとなり、感染症前の水準まで回復しつつあるものの、収束の見通せない感染症の動向や原油価格・物価高騰等がリスク要因として懸念される。

また、今月公表した本県の「財政収支見通し（令和4年8月試算）」においては、当面、令和5年度から令和8年度までの累計で、641億円の財源不足を、更に令和9年度以降も多額の財源不足を見込んでいるところ。

県税に地方交付税等を合わせた一般財源総額については、令和4年6月に示された「経済財政運営と改革の基本方針2022」においても、これまでの基本的な考え方は踏襲されており、本県経済を取り巻く状況を踏まえると、大幅な伸びを期待することはできず、社会保障関係費など、県の裁量が効きにくい義務的な経費の増加や、公共施設等の老朽化対策などの財政需要の高まりに伴い、財政健全化に向けた取組は喫緊かつ重要な課題となっている。

(3) 令和5年度当初予算編成に向けて

令和5年度当初予算編成に向けては、基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現のため、子どもたちが将来にわたって幸せと誇りを感じられる「健康しが」を目指していく必要がある。

また、感染症対策は、国の予算編成や基本的対処方針等を踏まえるとともに、感染症対策と

両立する社会経済文化活動の継続を前提に、事業の重点化を図る。

原油価格・物価高騰等の対策は、社会・経済情勢や各分野の価格転嫁の状況、国の動向等を見極め適切に対応する。

さらに、財政収支見通しに基づく財源不足額の縮減のため、次期行政経営方針期間中における収支改善の取組により、限られた人材や財源の中でも持続可能な財政運営を確保する必要がある。

加えて、新たな仕事にチャレンジできる環境を整えるため、今、やるべき仕事を見極めるとともに、継続する業務については、デジタル技術を積極的に活用し、効率化を図るなど、業務見直しを推進する。

2 基本的な考え方について

(1) 令和5年度に向けた施策構築の方向性

コロナ禍で再認識した滋賀の強みを手掛かりに「新しい豊かさ」を追求するとともに、一人ひとりの不安や孤独、生きづらさに寄り添い、社会の変化や課題に適切に対応する施策を構築する。

また、あらゆる政策の中心に子どもを置いて、子どもの声や思いを尊重し、子どもとともに考えながら、社会全体で子どもの健やかな育ちを支える環境をつくる。

さらに、今後も人口減少により急速に過疎化が予想される北部地域について、地域の魅力や可能性、北陸新幹線敦賀駅開業の機会等を生かして振興を図る。

そのため、以下に示す「5つの柱」に基づいて施策を構築する。

- ①子ども・子ども・子ども
- ②ひとつづくり
- ③こころとからだの健康づくり
- ④安全・安心の滋賀づくり
- ⑤グリーン・デジタルによる経済・社会づくり ～コロナからの反転攻勢～

こうした方向性のもとで主要施策の知事協議を実施し、令和5年度の施策構築を戦略的に進めていくこととする。

併せて、様々な社会的課題に対して、将来の負担軽減や将来的な課題への早期の対応等、予防の視点を重視するとともに、的確な評価や分析を行い、課題や施策の根拠となるデータや情報等を充実させ、それに基づき施策を構築する。その際には、施策の効果を明確に見極めた上、より効果的な施策展開を行うことができるよう取り組む。

また、これらの施策に県民等が共感し、行動や参加につながるよう、デジタルを活用するなど「届ける」ことを意識することとする。

(2) 感染症対策や原油価格・物価高騰等対策

感染症対策は、引き続き医療提供体制の充実・確保等に万全を期するとともに、経済・雇用対策は、感染症対策と両立する社会経済文化活動の継続を前提に、適切に見積もることとする。

原油価格・物価高騰等への対応が必要な事業については、社会・経済情勢や各分野の価格転嫁の状況、国の動向等も見極めた上で、適切に見積もることとする。

(3) 財政健全化の推進

予算編成においては、引き続き多額の財源不足が見込まれることから、「次期行政経営方針期間中の収支改善の取組の検討について」（令和4年6月24日付け滋行経推第72号・滋財第140号総務部長通知）に基づき全庁で検討を行っている収支改善の取組のうち、令和5年度に係る取組の具体化を図ることとする。

歳入面においては、基幹的な歳入である県税や地方交付税の安定確保はもとより、モーターボート競走事業の一般会計への安定的な繰出継続、県有資産の売却・利活用、国庫支出金や外

部資金、寄附やネーミングライツ等の自主財源の確保に引き続き努める。

歳出面においては、最少の経費で最大の効果が挙がるよう必要な見直しを不断に行うとともに、例年多額となっている不用等で処理している経費について、改めて要因や状況を精査し不用額の縮減を図るとともに、積極的なデジタル技術の活用や事業継続の見極めなどによる見直しを図る。

また、国土強靱化や老朽化対策等に伴う県債発行額の増加を踏まえ、長期的な公債費管理に係る対策を検討する。

(4) 業務見直しの推進 ～新たな仕事にチャレンジするために～

コロナ禍により社会・経済の変化が加速するとともに、突発的な事案への備えが求められるなど、新たな課題にチャレンジしていく必要性が増大している。

業務量が過大と感じる職員が継続的にみられる現状も踏まえ、とりわけ所属長の責任とリーダーシップにより、人員体制や予算のスタミナチェックを行いながら、常に業務のスクラップアンドビルドを意識し、職員全員で実行に移すことが大切である。

見直しに当たっては、今、やるべき仕事を見極め、継続する業務についてはデジタル技術を積極的に活用するなど、効率化を図ることとする。

また、コロナ禍で取り止め、縮小等している業務については、安易に元に戻さず、社会情勢の変化を踏まえ、必要な見直しを行うこととし、イベント等の効果検証、ポスターやチラシからデジタルによる広報への切替えなどの検討を行う。

さらに、ヒト・財源の配分をシフトさせるための業務見直しは、次期行政経営方針素案の大きな柱の一つであり、新たな仕事にチャレンジできる体制づくりや突発的な事態にも、柔軟に対応できる、しなやかな体制づくりも含め、全庁で検討し、可能なものから取り組んでいくこととする。

なお、業務見直しは、令和5年度を取組だけで終わるものではなく、次期行政経営方針期間やその先も見据えて計画的に取り組む必要があり、人員の異動等があっても次年度に確実に引き継ぎが行われる仕組みづくりが重要であることに留意すること。

<予算編成にあたって留意する点>

○SDGsの視点の活用

持続可能な滋賀の未来を実現するため、SDGsの特長を活かしながら、今取り組むべき施策を検討することとし、その際には、将来的に持続可能であるか、異なる分野への相乗効果があるか、異なる分野を阻害するおそれがないかなど、多面的な視点で捉える。

なお、検討に当たっては、県庁SDGsアクション (Ver.1) を踏まえ、目指すべき姿を明確にし、どのターゲットに向けてどのような実践を進めていくのかを意識すること。

○国の動きに呼応した施策の推進と国の施策・制度の活用

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において新しい資本主義の実現に向けた重点投資分野として、人への投資と分配、科学技術・イノベーション、スタートアップ（新規創業）、グリーントランスフォーメーション（GX）およびデジタルトランスフォーメーション（DX）が示されたところである。

施策構築においてはもちろんのこと、年間を通じて、国のこうした動きを的確に捉え、これに呼応した施策を推進するとともに、国の施策や制度については、時機を逸することなく最大限活用することができるよう取り組むこととする。

○市町との連携強化

人口急減地域への対応や地域活性化策など、県政を取り巻く様々な課題の解決を図るためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町と適切な役割分担の下、積極的に連携を

進めることにより双方の強みを生かすことが不可欠である。

市町とは、日頃より情報交換・共有を図ることはもとより、あらゆる機会を通して意見交換を行い、その意見を真摯に受け止めることにより、県民にとって、より良い行政サービスを提供できるよう、取り組むこととする。

また、市町に関係する新たな施策を実施する場合や制度改正を行おうとする場合には、対話を重ね、理解を得ることに努めることにより、施策を着実に実行することができるよう取り組むこととする。

○多様な主体との協働・連携・共創

今後、ますます複雑化・多様化する地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応していくためには、県民をはじめとするNPO、企業、大学などの多様な主体と、課題を共有し、対話を積み重ね、共感を広げ、協働・連携を基本に、将来を見据え新たな価値や魅力と一緒に創る共創の視点を強く持つ必要がある。

このため、それぞれが有する資源、ネットワーク等を最大限に活かすことにより、本県が直面する様々な課題の解決に向け、共創を常に意識し取組を進めることができるよう努めることとする。

なお、共創の基本となる多様な主体との協働・連携を進めるに当たっては、県民にオープンな行政経営の推進が不可欠であり、予算編成の情報を積極的に発信することにより、予算編成の透明化に引き続き取り組むこととする。

○部局間連携の徹底

複数部局にわたる課題に対しては、あらゆる場面で横つなぎを意識して取り組む必要があり、令和5年度の施策構築に当たっても、部局横断的な施策構築に努めることとしている。

予算編成においても、こうした考え方を十分に踏まえ、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、部局間の緊密な連携を図ることにより、県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて取り組むこととする。

一方、部局内はもとより、複数部局にわたり類似の事業を実施している場合については、部局間連携の徹底を図ることにより、事業の整理・集約に努めるとともに、引き続き実施する場合にあっても、政策のパッケージ化や、事業間の相乗効果の発揮に努め、効率的かつ効果的な施策を展開できるよう取り組むこととする。

3 予算見積基準について

各部局に配分する予算要求枠については、令和4年度当初予算額を基礎として、収支改善に向けた取組等を加味しながら、当然増減事業や「施策チャレンジ・活性化枠」対象事業等に係る経費を踏まえるとともに、収支フレーム全体を勘案して設定する。

各部局においては、施策の具体化に当たり、配分される予算要求枠の範囲内で、各事業の優先順位を厳しく見極め、経費については十分精査するとともに、同一の効果を上げるのにより業務量や経費を削減できる方法はないか、同一の経費でより効果の高い方法はないかなど、最少の経費で最大の効果が挙がるよう、効果性・効率性を追求することとする。

併せて、県債の充当に当たっては、後年度の負担となることを十分認識した上で、適切に見積もることとする。

なお、次の事項に特に留意すること。

- (1) 基本構想を着実に推進するため、「主要施策の知事協議」において協議した施策の実現に向けた取組のうち、新規または拡充となる事業については、「施策チャレンジ・活性化枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。

- (2) 感染症対策および原油価格・物価高騰等対策に係る事業については、2(2)により、精査の上見積もること。

この場合の予算要求枠の取扱い等については、次のとおりとする。

①感染症対策

次に掲げるものに限り、部局枠とは別に要求することができることとする。

ア 今こそ、お互いを尊重し、助け合い（相談体制の確保等）

イ 徹底した感染拡大防止策と医療提供体制の確保

ウ 生活困窮者対策

なお、部局枠、重点化特別枠等で実施してきた事業を組み替えて計上するものや通常事業として実施することが妥当であるものについては対象とせず、国の予算編成や感染の状況等を踏まえ、必要に応じて所要の調整を行うことに留意すること。

また、上記アからウまでに掲げる経費以外の経費については、地方創生臨時交付金の状況を踏まえ、その取扱いを別途通知する。

②原油価格・物価高騰等対策

地方創生臨時交付金の状況を踏まえ、その取扱いを別途通知する。

なお、感染状況や物価高騰の状況等、直近の情勢を踏まえて事業内容等を検討しなければ計上できない事業については、その事業量等を的確に見込むことが困難であることに鑑み、その時々状況に応じて、機動的かつ適切に対応することとする。

- (3) 「公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、「長期保全計画」に定める長寿命化対策事業ならびに「更新・改修方針」に定める更新事業および改修事業を計画的に推進するため、「建築物の老朽化対策に係る令和5年度当初予算編成に向けた対応について」（令和4年5月30日付け滋行経推第56号行政経営推進課長通知）による協議を了したものについては、「長寿命化等推進特別枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。
- (4) 琵琶湖森林づくり県民税の充当事業については、「令和5年度琵琶湖森林づくり事業の実施について」（10月上旬通知予定）による協議を了している事業とし、当該県民税の趣旨を十分に踏まえ、精査し、見積もること。
- (5) 滋賀応援寄附を有効に活用するため、これまでの寄附実績に応じて各部局へ配分する金額について、所要の予算額を部局枠とは別に要求することができるものとする。
- (6) 自主財源拡充につながる歳入確保に積極的に取り組むこととし、増収となるもの（未利用県有地の売却を除く。）については、当該増収相当額を、別途関連する事業に充てることのできるものとする。
- なお、1回に限り、実績額と同額（継続的な歳入の場合は倍額）を、各部局に配分する予算要求枠に加算することとする。
- (7) 備品の計画的な更新を促進するため、「令和5年度当初予算編成における備品の更新について」（令和4年7月13日付け財政課事務連絡）による協議を了したものについては、所要の予算額を部局枠とは別に要求することができることとする。
- (8) 職員給与費については、執行体制に係るものを除き、新規・追加を伴う場合はあらかじめ調整を行い、了とされた内容により見積もりを行うこと。
- (9) 扶助費については、単なる要望の積み上げ等ではなく、過年度の実績等も勘案するなど、多角的に分析し、適切に見積もること。
- (10) 公債費の負担が中長期に増大することが見込まれるため、将来も適切な規模の社会資本整備を維持・継続しつつ、必要な行政サービスを提供し続けられるよう、公債費の適正管理を行うこととし、原則として、県債の見積額は令和4年度当初予算の充当額を超えないようにすること。
- (11) 上記の対応以外として、大規模な事業については、既存施設の有効活用や実施時期等を十分検討することとし、既に着手済みのもの、および取り組みが具体化しているもので知事との協議を了し事業実施の方針が決定されたものに限り、要求を認める。

4 留意事項について

- (1) 予算編成に当たっては、本県財政の状況も踏まえ、後年度負担、類似事業との均衡、事務事業の効率性や効果性などの観点から、調整を行うこととする。
また、原則として、新規項目の要求は既存事業の見直しの範囲内で行うこと。
なお、税収見積もりや、国の予算編成、地方財政対策等の動向について、その詳細が判明し、収支フレームに影響がある場合には、全庁を通じて対応することを基本に、調整することとなるので留意すること。
- (2) 基金については、その設置の趣旨、目的および残高等を勘案し、所期の目的を達したものの、残高が少額で存在意義が乏しいもの、および近年活用がなされていないものなどは、積極的に廃止、統合等を検討すること。
- (3) 県民サービス向上やコストの縮減の面で効果が期待できる場合は、アウトソーシングやPFIの導入、さらなる新たな手法など、民間活力の活用や公民連携（PPP）による事業実施について、安全面の確保やサービスの質的向上、機能強化等に留意しつつ、積極的に検討すること。
- (4) 出資法人の自主性を高め、その継続的な活動を確保する観点から、補助金や受託事業等による県の財政支援に過度に依存しない財務体質を確保するため、補助金等による県の財政的関与の縮小がされるよう、検討すること。
- (5) 事務処理誤りの防止や、適正な事務執行を確保する観点から、予算見積もりに当たっては、法令手続き等を十分確認し、所要の経費を適切に計上すること。
- (6) 見積もりにあたっては、CO₂排出量削減等の環境改善効果について考慮すること。

5 その他

- (1) 予算見積書の提出期限は、11月8日（火）とする。
ただし、公共事業に係る見積書の提出期限は、11月18日（金）とする。
- (2) 職員給与費に係る見積もりについては、別途通知する。
- (3) その他必要な事項等については、別途通知する。